

被扶養者現況届(父母用)【1/2】

以下家族の被扶養者認定審査をしていただきたく、異動届・認定確認書類(添付書類)を添えて提出します。

申請対象者名	生年月日	申請時の年齢	続柄	職業
	S 年 月 日 H	歳	1. 実父 3. 義父 2. 実母 4. 義母	パート、自営業、無職等

【注意事項】 ※義父母の場合は同居が必須です(世帯分離の場合は別居扱いのため申請できません)

- ① 扶養認定要件は、年間の総収入が130万円未満(60歳以上又は障害厚生年金等受給者は180万円未満)、かつ被保険者総収入の1/2未満となります。※年間の総収入とは、この先1年の予測収入を指します。
- ② 健康保険上の収入は、税法上の収入とは異なります。給与収入は勤務先で支給される全てが対象となり、交通費、賞与、傷病手当金等の手当も収入に含まれます。また、自営業者の収入は所得額ではなく、総収入額から当健康保険組合が認める経費を差し引いた金額となります。(別紙「自営業の経費」参照)
- ③ 被保険者の単身赴任を除き、被保険者と別居している場合は被保険者から被扶養者への毎月の仕送りが必要です。仕送り額は下限を5.5万円とし被扶養者の収入より多いこと、また仕送りをしてもなお被保険者の生活が成り立つことが条件となり、送金証明の残る銀行振込が必要です。(手渡しは認められません) ※義父母は同居が条件です
- ④ 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査のうえ、認定の可否を決定します。また、状況により追加書類や誓約書の提出を求めることがあります。
- ⑤ 虚偽の届出または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者としての認定を遡って取消し該当する期間の保険給付費額等を返還していただきます。
- ⑥ 認定後に扶養の条件を満たさなくなった際には速やかに扶養から抜く手続きをしてください。就職等で他の健康保険に加入(1日でも)した際に扶養から抜かずにいると後日遡り削除となり、高額な医療費返還が発生する場合があります。

1. 申請の事由 (該当する項目に☑し、右の欄に回答)

☐ a. 被保険者が入社したことに伴う申請	入社日: 年 月 日
☐ b. 申請対象者の退職に伴う申請	退職日: 年 月 日
☐ c. 申請対象者の就労・収入の変化(収入減)に伴う申請	就労変更日: 年 月 日
☐ d. 申請対象者の失業給付受給終了に伴う申請	受給終了日: 年 月 日
☐ e. 申請対象者の配偶者との離婚や死別に伴う申請	離婚・死別日: 年 月 日
☐ f. その他	回答【 】

2. 申請対象者の状況について

問1. 申請対象者が加入している(していた)健康保険について	必要添付書類(写し)、回答欄
☐ 国民健康保険 または 無保険	-
☐ 他の健康保険(任意継続保険含む)	
☐ 本人として加入	-
☐ 被扶養者として加入: 右記の質問に回答	被保険者の名前: 【 】 対象者から見た続柄: 【 】 その保険を抜ける理由: 【 】
問2. 申請対象者の配偶者(母の場合は「父」)について	必要添付書類(写し)、回答欄
☐ 今回一緒に申請をする	-
☐ 既に被扶養者として認定されている	-
☐ 他の健康保険(国保含む)の被保険者になっている	配偶者の直近の課税(所得)証明書 と、 配偶者の収入(年金等含む)がわかるもの (直近の給与明細3か月分や収入見込書、年金通知書等)
☐ 配偶者なし	
☐ 今回の申請理由が離婚	離婚の事実がわかるもの(戸籍謄本や離婚受理証明書等)
☐ 過去に離婚、未婚	-
☐ 死別	
☐ 今回の申請理由が死別である	
☐ はい	お亡くなりになったことがわかる証明 ※死亡診断書等
☐ いいえ(過去に死別)	-
☐ 遺族年金について	
☐ 受給中	-
☐ これから受給予定、不明	誓約書④
☐ 受給できない: 理由について右記を☑	☐ 厚生・共済年金未加入 ☐ 加入期間不足 ☐ 自分の年金を選択 ☐ その他()
☐ その他 【 】	状況に応じた書類を求めることがあります

